

精神障害者施策の充実について

(付議の要旨)

精神障害者や精神疾患等が、地域において安心して暮らし続けることをめざし、学識経験者等で構成する「こころの相談機能等の強化検討専門部会(以下「専門部会」という)」を設置し、世田谷区立保健センターのこころの健康相談等の機能拡充など、今後の精神障害者施策の取組みの方向性を「中間まとめ」として取りまとめた。また、国の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」の区の対応等を整理し、専門部会での検討を踏まえ順次その具体化を進めていくこととしたことから、併せて報告する。

1 主 旨

平成25年12月に策定した梅ヶ丘拠点整備プランでは、区複合棟に移転する世田谷区立保健センターにおいて、こころの健康相談等の機能を拡充することとしている。その具体化等に向け、昨年6月に学識経験者や医療関係者等で構成する「こころの相談機能等の強化検討専門部会」を設置し、課題の整理等を進めてきた。

一方、国は入院した精神障害者が退院後に医療や福祉等の包括的な支援を受けられるよう「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」を示し、自治体にその対応を求めている。また、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」の実施主体を平成30年度から特別区にも拡大している。

専門部会では、こうした国の動向も踏まえ、今後の精神障害者施策の取組みの方向性を「中間まとめ」として取りまとめたことから、報告するものである。

なお、区においては、専門部会での検討を踏まえ順次その具体化を進めていく。

2 専門部会での検討内容

専門部会では、今後、区が実施すべき「こころの健康づくり」の取組みの方向性について、以下の3点に整理した。(詳細は資料1(第4回専門部会報告資料)参照)

- (1) 相談機能等の強化・拡充等
- (2) 精神障害者の退院後支援等
- (3) 精神障害者や精神疾患等の理解、差別・偏見の解消

3 今後の取組みについて

専門部会での検討を踏まえ、精神障害者施策等のより一層の充実に向け以下のとおり取り組む。

- (1) 国の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」への対応

【平成30年度(2018年)～】

- ① 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」の実施に向け、既存事業を踏まえながら、取組みの方向性を取りまとめた(資料2参照)。
- ② 今年度は、必須事業である「保健・医療・福祉関係者による協議の場」を設置する。
- ③ また、下記(2)、(3)の実施と並行して、国の動向等を注視しつつ、その他の事業の具体化についても、引き続き検討する。

(2) 「多職種チームによる訪問支援事業」(案)【平成31年度(2019年)】

① 事業内容

(ア) 多職種チームの構成等

世田谷保健所に、保健師及び精神保健福祉士や専門医師等で構成する「多職種チーム」を設置する。

(イ) 取組み内容等のイメージ

「多職種チーム」の構成員を総合支所保健福祉センターへ定期的に派遣し、地区担当保健師等と連携を図り、以下の業務に取り組む。

- ・支援等が必要な未治療・治療中断等の精神障害者等(疑いのある者を含む)への訪問支援や医療・福祉サービスの利用支援等
- ・「多職種チーム」を中心とした退院後支援計画の作成、及び退院後支援の調整等

② 検討方針

平成31年度の「多職種チーム」設置をめざし、平成30年度中に関係所管(総合支所保健福祉センター)と詳細検討を行う。

(3) 世田谷区立保健センターにおける「こころの相談機能の整備」(案)

【平成32年度(2020年)】

① 事業内容

- ・梅ヶ丘拠点区複合棟に開設する新たな世田谷区立保健センターにおける「こころの相談機能の整備」として、区が閉庁する平日夜間・休日等に相談できる電話相談窓口を整備する方向性で検討する。
- ・また、「精神障害者や精神疾患等への理解、差別・偏見の解消」をめざし、区民全体への講演会等の開催やこころの健康づくりを支える人材の育成を推進する。

② 検討方針

- ・必要に応じ区の相談窓口等に確実につなぐ仕組みづくりやその実施内容(時間枠の設定等)について、引き続き専門部会や関係所管との検討を進める。
- ・東京都等における夜間の相談体制など、様々な地域資源の周知・活用を図りながら、精神障害者等の包括的な相談体制の整備をめざす。

(4) 事業全体の概要について

地域包括ケアシステム推進に向けた精神障害者を支える相談支援のイメージについては資料3参照

(5) その他

精神障害者施策等の充実に向け、総合支所保健福祉センターと世田谷保健所はより一層連携を図り、予防的なこころの健康づくりや各種相談をはじめ、未治療や治療中断の精神疾患等への医療継続を支援することにより、本人の症状や体調が安定することをめざすほか、家族等も含め地域で安心して生活できるよう支援する。

また、障害福祉担当部と世田谷保健所において役割分担(障害福祉担当部は全体調整と精神障害者手帳所持者の支援、世田谷保健所はこころの健康づくり等の予防と医療対応の支援)を明確にし、平成31年4月を目途に組織体制の強化を図る。

4 主なスケジュール

平成30年（2018年）

- 9月 福祉保健常任委員会報告（精神障害者施策の充実について）
- 12月 「保健・医療・福祉関係者による協議の場」の設置への準備
専門部会「こころの相談機能等の強化検討専門部会最終まとめ」

平成31年（2019年）

- 2月 福祉保健常任委員会報告（最終まとめ及び訪問型支援事業等）
「保健・医療・福祉関係者による協議の場」の設置

《平成31年度（2019年）》

多職種チームによる訪問型支援事業開始、取組みの検証
地域障害者相談支援センターの体制強化
こころの相談機能（電話相談）の整備に向けた準備

《平成32年度（2020年）》

新保健センターにおけるこころの相談機能（電話相談）の試行

《参 考》精神障害者や精神疾患等者の現状

（1）精神障害者の状況（精神障害者保健福祉手帳所持者）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総数	4,130	4,485	4,911	5,270	5,648
前年度増減	—	+355	+426	+359	+378

（各年4月1日現在）

（2）精神疾患者の状況（前年度自立支援医療費（精神通院医療）認定件数）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総数	9,628	9,961	10,612	11,104	11,639
前年度増減	—	+333	+651	+492	+535

（各年4月1日現在）